有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第104230号	化成肥料	硝酸化成抑制材入り高度化成NS605	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目23番12号
生第104233号	化成肥料	亜リン酸入りジシアン化成580	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1
生第104276号	けい酸加里肥料	くみあいほう素入りけい酸加里肥料18―31	開発肥料株式会社	広島県竹原市忠海長浜二丁目1番1号
生第104284号	成形複合肥料	粒状固形肥料030	日本肥糧株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第104285号	化成肥料	複合1号	株式会社オクト	福岡県北九州市戸畑区銀座一丁目5番18号
生第104286号	化成肥料	尿素入り化成14号	株式会社オクト	福岡県北九州市戸畑区銀座一丁目5番18号
生第104287号	化成肥料	尿素入り高度化成444	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地
生第104291号	液体微量要素複合肥料	NSバイオ	株式会社セレア	北海道天塩郡幌延町2条南1丁目16番地1
生第104292号	液体微量要素複合肥料	ナイトソイルBM	株式会社セレア	北海道天塩郡幌延町2条南1丁目16番地1
輸第104279号	化成肥料	硝酸加里R	富田肥料株式会社	広島県呉市広名田1丁目4番38号
輸第104288号	化成肥料	化成肥料10―20―8―5―0.3―0.2	株式会社サトシン・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
輸第104289号	副産苦土肥料	CG軽焼マグ65	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
外第104293号	混合りん酸肥料	YH苦土入り混合りん酸肥料	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国山東省青島市保税区北京路37号1、2工房
			グリーンコスモス肥料株式会社（国内管理人）	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東京都杉並区上高井戸二丁目五〇〇五番	前	最大 二一五 最小 二四	一一
	後	最大 二二八 最小 二四	

○国土交通省告示第二百四十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
三豊市豊中町上高野三〇三七番1から同市豊中町上高野三一三五八番一まで	前	最大 九二 最小 三七	三五
	後	最大 九三 最小 三七	

○国土交通省告示第二百四十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道富士吉田線	東京都杉並区上高井戸二丁目五〇〇五番	平成三十年二月二十八日〇時

○国土交通省告示第二百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅰ―1816	ホンダ　JBH―AF55	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号
Ⅰ―1821	ホンダ　JBH―MD50	〃	〃
Ⅱ―1806	ホンダ　EBJ―HC07	〃	〃
Ⅱ―1807	ホンダ　EBJ―HC13	〃	〃
Ⅱ―1808	ホンダ　EBJ―JA07	〃	〃

○国土交通省告示第二百五十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成三十年二月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
Ⅰ―1806	ヤマハ　JBH―SA31J	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
Ⅰ―1809	ヤマハ　JBH―SA36J	〃	〃